



Miyake newsletter

個人情報保護法ニュースNo.11

個人情報保護法における課徴金制度の導入

～「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討会報告書」を読み解く～

はじめに、

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は個人情報保護法ニュース「個人情報保護法における課徴金制度の導入～「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討会報告書」を読み解く～」をご案内させていただきます。

令和7年1月9日

弁護士法人三宅法律事務所

* 本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之、弁護士越田晃基、弁護士岩田憲二郎、弁護士出沼成真（執筆者）

TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

k-koshida@miyake.gr.jp

k-iwata@miyake.gr.jp

n-idenuma@miyake.gr.jp

個人情報保護法における課徴金制度の導入 ～「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討会報告書」を読み解く～¹

現在、個人情報保護委員会は、令和2年改正法（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）令和4年4月1日全面施行）の附則第10条において、「政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（いわゆる3年ごとの見直し規定）との規定がされていることに基づき、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」又は「法」という。）の改正の検討を進めている。順調にいけば、令和7年（2025年）には、個人情報保護法の改正法が公布されることが予想される。

本ニュースレターにおいては、個人情報保護委員会が設置し、令和6年7月31日から12月18日まで開催された「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」（以下「本検討会」という。）が、令和6年12月25日に公表した報告書『個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書』²（以下「本報告書」という。なお、以下では、脚注2に掲げる『現行制度と検討の方向性について（課徴金制度）』に示される制度設計案や具体例を含めて、「本報告書」という。）の内容を中心に、改正法において導入されることが確実である課徴金制度について解説する。

第1．本検討会⁴

本検討会の目的は、個人情報保護委員会による「個人情報保護法 いわゆる3年ごとの見直しに係る中間整理」（以下「中間整理」という。）⁵の内容を踏まえ、事業者・個人に与える影響が大きい事項について議論することであった。

検討事項としては、課徴金制度のほか、団体による差止請求制度・被害回復制度、その他（検討会における議論を踏まえ必要と考えられる事項）も対象とされたが、本検討会における議論の大半は課徴金制度の導入が大半を占めた。

本検討会は、有識者である構成員⁶と関係団体⁷により構成され、個人情報保護委員会事務局個人

¹ 弊職ら作成の「解説資料：個人情報保護法における課徴金制度の導入～「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討会報告書」を読み解く～」（弁護士法人三宅法律事務所のウェブサイトに掲載）も参考にされたい。

² https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241225_shiryoku-1.pdf

³ 本ニュースレターにおいては、本報告書と併せて、導入が検討されている課徴金制度の内容を詳しく解説した『現行制度と検討の方向性について（課徴金制度）』（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20241218_kentohkai_shiryoku-1.pdf）（個人情報保護委員会事務局資料：令和6年12月18日）も参考に作成している。

⁴ 開催要綱案（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20240731_kentohkai_shiryoku-1.pdf）

⁵ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20240731_kentohkai_sankoushiryoku-2.pdf

⁶ 【構成員（五十音順）】

穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授（座長）

清水 涼子 個人情報保護委員会委員

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科教授

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

森 亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士

山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

若目田 光生 株式会社日本総合研究所創発戦略センターシニアスペシャリスト

⁷ 【関係団体（五十音順）】

主婦連合会

新経済連盟（一般社団法人）

全国消費者団体連絡会（一般社団法人）

全国消費生活相談員協会（公益社団法人）

情報法制度担当室が事務局となった。

第2．本検討会における議論と制度導入の可能性の総括

弊職らの独断と私見による本検討会における議論と制度導入の可能性の総括は以下のとおりである。

【課徴金制度】

- 検討会では課徴金制度の導入に関する議論が大半を占め、議論も白熱した。
- 構成員は課徴金制度導入の賛成が多数派を占め、関係団体として参加していた経済団体は議論において押され気味であった。
- 課徴金制度については第7回（最終会）において、詳細な制度設計まで事務局による案が示された。【現行制度と検討の方向性について（課徴金制度）⁸⁾】
- 課徴金制度が改正法で導入されるのは確実（弊職らの予想では100%）。

【団体による差止請求制度・被害回復制度】

- 課徴金制度の導入に関する議論が白熱したため、事務局による説明も中途半端に終わり、構成員・関係団体による議論も尽くされているとは言い難い状況。
- 課徴金制度と比べて、団体による差止請求制度・被害回復制度に関しては、第7回（最終会）においても詳細な制度設計が示されたとは言い難い状況。
- 団体による差止請求制度・被害回復制度が改正法で導入される可能性は極めて低いと思われる（弊職らの予想では10%程度）。

【その他の論点】

- 検討会ではほとんど議論されなかった。
- 中間整理（パブコメによる意見募集を含む）で示された論点については個人情報保護委員会で議論か。報告書のようなものが出されるかは不明。
- 令和2年（2020年）改正においては、2019年11月29日に制度改正大綱が出され、パブコメによる意見募集を経て、2020年の通常国会に法案提出・成立。

第3．本検討会報告書で示された課徴金制度

1．本検討会における課徴金制度の検討の視座

本検討会における課徴金制度の検討の視座は以下のとおりである。

- 違反行為者に金銭的不利益を課すことによって、違反行為の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、違反行為の抑止効果を強化する観点から、諸外国における個人情報保護法制において制裁金制度が導入されている例が多い⁹⁾ことも踏まえ、個人情報保護法に課徴金制度を導入することが考えられるのではないかと。
- 他方、過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、以下の要件等により限定することが考えられるのではないかと。
 - 対象行為（事態）を限定すること
 - 主観的要素を要求すること
 - 個人の権利利益が侵害されたこと等を要求すること
 - 大規模な違反行為等に限定すること
- また、適正なデータの利活用に悪影響を与えないように、制度設計のみならず、周知啓発や運用も含めて十分な配慮をするべきではないかと。

日本 IT 団体連盟（一般社団法人）

日本経済団体連合会（一般社団法人）

⁸⁾ 脚注2参照。

⁹⁾ 別紙1参照

- 制度設計の検討に際しては、国内他法令における課徴金制度も踏まえ、個人情報保護法において規定し得る具体的な課徴金納付命令の要件について、その要否・内容の是非等を議論することが有用ではないか。

2. 課徴金制度の対象行為の大枠の種類

(1) 課徴金制度の対象行為の大枠の種類

検討会では以下の ・ の2種類の対象行為に分けて課徴金制度の導入が検討された。

ア. 違法な第三者提供等関連（本人の数 **1,000人以上**）

- 法第27条第1項の規定に違反する個人データの提供をし、当該提供又は当該提供をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること（類型 ）
- 法第19条の規定に違反する個人情報の利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること（類型 ）
- 法第18条の規定に違反する個人情報の取扱いをし、当該取扱い又は当該取扱いをやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること（類型 ）
- 法第20条の規定に違反して取得した個人情報の利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること（類型 ）

イ. 漏えい等・安全管理措置義務違反関連

- 安全管理措置義務違反に起因して大規模な個人データの漏えい等（本人の数が **1000人超**）が発生した場合

(2) 課徴金制度の対象として念頭においている過去の行政指導・勧告等事案

上記(1)の課徴金制度の対象行為の種類は、いずれも、過去に個人情報保護委員会が行政指導・勧告等の対象とした以下の事案を念頭においているものである¹⁰。

「違法な第三者提供等関連」は、「事案1」から「事案4」までを、「漏えい等・安全管理措置義務違反関連」は、「事例5」を念頭に置いている。

【事案1】人材サービス事業者及びその関連事業者

いわゆる内定辞退率を提供するサービス¹¹

- 卒業生向けの新卒向け就職情報サービスにおいて、いわゆる内定辞退率を提供するサービス(採用活動に応募した学生等の情報と会員情報を突合し、就職情報サービス上の学生等の閲覧履歴等を基に内定を辞退する確率を算出して提供するサービス)を行い、内定辞退率を本人の同意を得ずに同サービスの利用企業へ提供。
- 個人データを取り扱う際に、適正に個人の権利利益を保護するよう、組織体制を見直し、経営陣をはじめとして全社的に意識改革を行い、適正な個人情報の取扱いのための体制整備・適切な利用目的の通知又は公表等を含め必要な措置をとることを勧告。

【事案2】いわゆる新破産者マップ¹²

¹⁰ 「現行制度と検討の方向性について（課徴金制度）」（令和6年9月26日・個人情報保護委員会事務局資料）（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20240926_kentohkai_shiryuu-3.pdf）

¹¹ 「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」（令和元年12月4日・個人情報保護委員会）（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/191204_houdou.pdf）

¹² 「破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」（勧告）（令和4年7月20日・個人情報保護委員会）（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220720_houdou.pdf）

「破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」（命令）（令和4年11月2日・個人情報保護委員会）（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/221102_h）

- ウェブサイト上において、**破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた個人**（以下「破産者」という。）の氏名及び住所などの**個人データをインターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示。**
- ウェブサイトを通じた個人データの提供を停止するよう**勧告。**
- ウェブサイトを通じた個人データの提供を直ちに停止するよう**命令。**
- 正当な理由なくその命令に係る措置がとれられなかったこと、報告徴収への報告を行わなかったことを理由に**刑事告発。**

【事案3】複数国に影響のある事例（海外プラットフォーム事業者関連）¹³

- サービスの利用者が、ソーシャルプラグインが設置されたウェブサイトを開覧した場合、ユーザーID、アクセスしているサイト等の情報が当該サービスを提供する企業に自動で送信されていた。
- 性格診断アプリを介して取得したユーザーの**個人情報**が不正に第三者(英国の分析会社)に共有された。
- 利用者への分かりやすい説明の徹底、本人の同意の取得、本人からの削除要求への適切な対応、第三者が開発したアプリケーションの活動状況の監視等の徹底について**指導。**

【事案4】名簿販売事業者関連¹⁴

- 販売先が法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋（ブローカー）だと認識していたにもかかわらず、販売先での名簿の用途を意図的に詳しく確認せず**名簿を販売。**
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないよう、定期的な監査・研修、確認記録義務の実施等について**指導。**
- 持込者による**個人データの提供が違法であることを知り又は容易に知ることができた状況**において、持込者による個人データの取得の経緯等を確認することもなく**個人データを入手し、これを販売。**
- 個人情報の不適正な取得を行わないことや、確認・記録義務の実施等について**指導。**

【事案5】コールセンターサービス事業者及びその関連事業者¹⁵

- 多数の民間事業者及び地方公共団体から委託を受けたコールセンターサービス事業者が、コールセンター業務で用いるシステムの保守運用を関連事業者に委託していたところ、当該関連事業者に所属してシステム保守運用業務に従事していた者が、委託元の顧客又は住民等に関する**個人データ等を不正に持ち出した。**
- 個人データの不正な持ち出しは平成25年から令和5年にわたって反復的に行われており、**影響を受けた個人データは判明しているものだけで約928万人分**（民間事業者30社、地方公共団体38団体）。

[oudou.pdf](#))

「破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく対応について」(刑事告発)(令和5年1月11日・個人情報保護委員会)(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230111_houdou.pdf)

¹³ 「フェイスブックに対する指導について」(平成30年10月22日・個人情報保護委員会)(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/20181022_Facebook.pdf)

「SNSの「ボタン」等の設置に係る留意事項」(個人情報保護委員会)(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/sns_button/)

¹⁴ 「オプトアウト届出事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」(令和6年1月17日・個人情報保護委員会)(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240117_houdou.pdf)

¹⁵ 「(対象会社名略)個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」(令和6年1月24日・個人情報保護委員会)(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240124_houdou.pdf)

- コールセンターサービス事業者は、顧客から顧客情報の漏えいの可能性を指摘され、自社内調査を行うものの漏えいの事実を発見できなかった。県警により、システムの保守運用業務を受託した会社に対して**捜査が実施されたことを発端として、顧客情報の漏えいの事実を認めた。**
- コールセンターサービス事業者に、**組織的安全管理措置の不備を是正するために必要な措置をとるよう勧告を、その他に確認された安全管理措置及び委託先の監督の不備を改善するよう指導を、過去の調査において不適切な調査報告に至った経緯及び原因並びに再発防止策の実施状況について報告徴収を実施。**
- コールセンターサービス事業者から委託を受けた関連事業者に、**組織的安全管理措置の不備を是正するために必要な措置をとるよう勧告を、その他に確認された安全管理措置の不備を改善するよう指導を、過去の調査において不適切な調査報告に至った経緯や再発防止策の実施状況について報告徴収を実施。**

以下では、下記3において、「**違法な第三者提供等関連**」について、下記4において、「**漏えい等・安全管理措置義務違反関連**」について解説する。

3. 違法な第三者提供等関連

(1) 対象行為

上記2の「**違法な第三者提供等関連**」に関する課徴金納付命令の対象行為については、以下のとおり、**緊急命令(法第148条第3項)の対象となっている重要な規制に違反する行為類型(別紙2参照)**を対象とし、さらに**国内外において現実に発生しており、かつ剥奪すべき違法な収益が観念できるものに限定**することが考えられるのではないかと提言されている。

対象行為(案)	該当する具体的な行為()
法第27条第1項の規定に違反する個人データの提供をし、当該提供又は当該提供をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社サービスの利用者の個人データを、本人の同意を得ずに第三者である顧客企業に違法に販売する行為。 ● オプトアウト届出事業者が、第三者による自身への個人データの提供が法第27条第1項に違反することを知らなかった状況において当該個人データを入手し、当該個人データを、本人の同意を得ずに、他の第三者に違法に販売する行為。 ● 破産者の氏名、住所等の個人データを、本人の同意を得ずに、インターネット上で違法に公開し、当該公開を止めることの対価を本人から受け取る行為。
法第19条の規定に違反する個人情報の利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 破産者の氏名、住所等の個人情報を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、インターネット上で公開し、当該公開を止めることの対価を本人から受け取る行為。 ● 販売先が違法行為を行う者にも名簿を転売する者だと認識していたにもかかわらず、当該販売先に名簿(個人情報)を販売する行為。
法第18条の規定に違反する個人情報の取扱いをし、当該取扱い又は当該取扱いをやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること(類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定された利用目的にターゲティング広告への利用が含まれないにもかかわらず、第三者の商品又は役務に係る自社のプラットフォーム上でのターゲティング広告に個人情報を利用し、当該第三者から当該ターゲティング広告の対価を得る行為。
法第20条の規定に違反して取得した個人情報の利用をし、当該利用又は当該利用をやめることの対価とし	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の合理的な期待に反して不正の手段により個人情報を取得し、第三者の商品又は役務に係る自社のプラットフォーム上でのターゲティング広告に当該個人情報を利用し、当該第三者から当該ターゲティング広告の対価を得る行為。

て、金銭その他の財産上の利益を得ること（類型）	
-------------------------	--

() 例えば、ある大学からの求めに応じて、自社に勤務する当該大学の卒業生の名簿（個人データ）を、あらかじめ本人の同意を得ずに無償で当該大学に提供した場合等は、課徴金納付命令の対象とはならない。

(2) 主観的要素

ア．本報告書における提言

本報告書においては、違法な第三者提供等関連に関して、過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が違反行為を防止するための相当の注意を怠っていない場合か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではないか、と提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、違反事業者が適切な注意を尽くしていた場合を課徴金納付命令の対象とすると、以下のようなおそれがあるのではないかとされている。

- 違反事業者が適切な注意を尽くしていた場合を課徴金納付命令の対象とすると、以下のようなおそれがあるのではないかとされている。
 - ✓ 適切な注意を尽くしていた事業者まで対象となることにより、課徴金制度が過剰な規制となるおそれ
 - ✓ 事業者において個人情報の取扱いが違法か否かの確認を行うインセンティブが失われ、違反行為を抑止するという課徴金制度の目的がかえって阻害されるおそれ
- 他法令の課徴金制度において主観的要素を要求している例として、景品表示法（第8条第1項ただし書）及び公認会計士法（第30条第1項、第2項、第31条の2第1項）がある。

ウ．相当の注意を怠っていない場合の具体例

本報告書では、「相当な注意を怠っていない場合の具体例」として以下のような具体例が示されている。

- 例1) 事業者が本人同意に基づくものとして個人データの第三者提供を行っていた事案において、当該事業者が、適切な手続により本人確認を行った上で同意を取得していたが、実際には本人ではない者が巧妙に本人になりすまして同意しており、本人は同意していなかった場合
- 例2) 事業者が本人同意に基づくものとして個人情報の目的外利用を行っていた事案において、当該事業者が、当該同意の取得を委託した委託先に対し、当該同意の取得が適切に完了している旨を文書により適切に確認していたが、当該委託先が精巧な虚偽の同意書をねつ造して回答を行っており、実際には当該委託先が本人同意を得ていなかった場合

エ．弊職らの所感

「相当の注意を怠っていない場合の具体例」はかなり極端な事例であり、違反（たとえば、第三者提供の本人同意が必要なのに取っていない場合）について故意の場合（認識がある場合）や認識可能性がある場合は「相当の注意を怠っている」と認定されるおそれがあるのではないかと。今後、ガイドラインや Q&A、パブコメ回答でより詳細な具体例が出されることを期待する。

(3) 権利侵害

ア．本報告書における提言

本報告書においては、過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、個

人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することが考えられるのではないかと提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、権利侵害を要件とする趣旨について以下のように記載されている。

- 個人の権利利益が侵害されるおそれのない場合を課徴金納付命令の対象とすると、以下のようなおそれがあるのではないか。
 - ✓ 是正すべき違反行為はあるものの個人の権利利益が侵害されるおそれがない場合まで課徴金納付命令の対象となることにより、課徴金制度が**過剰な規制となるおそれ**
 - ✓ 課徴金納付命令の対象が広範になり、より抑止の必要性の高い個人の重大な権利利益を侵害する違反行為に係る事案等に対して、十分な行政リソースを用いた事件処理ができなくなるおそれ
- 他法令の課徴金制度において、当該法令が保護しようとする利益等への影響を考慮している例として、薬機法（第 75 条の 5 の 2 第 3 項第 1 号）及び公認会計士法（第 31 条の 2 第 2 項第 1 号）がある。

ウ．権利侵害に関する具体例

本報告書では、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じたとは直ちにいえぬ場合として、以下の場合が考えられるのではないかとされている。

- 例 1) 提供先において本人が識別されたり、本人に対する連絡等が行われたりするおそれがない個人データを提供した場合
- 例 2) 法第 17 条第 2 項に基づく利用目的の変更が可能であり、あらかじめ当該変更を行っていれば目的外利用とはならなかったにもかかわらず、当該変更を行わないまま目的外利用をした場合
- 例 3) 提供先が、提供された個人データを、閲覧・利用せずに直ちに削除又は返却した場合

また、本報告書では、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合として、以下の場合が考えられるのではないかとされている。

- 例 1) 個人の信用や名誉を毀損する個人データが、法第 27 条第 1 項に違反して第三者に提供された場合
- 例 2) 氏名や住所等を含む形で個人データが法第 27 条第 1 項に違反して第三者に提供され、当該第三者が当該個人データを自らのために利用した場合
- 例 3) 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が詐欺的な商品であることを知りつつ、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合
- 例 4) 利用目的の達成に必要な範囲を超えるにもかかわらず、本人に対してダイレクトメールの送付や電話勧誘等が行われた場合
- 例 5) 利用目的の達成に必要な範囲を超えるにもかかわらず、本人が知られることを欲しないと認められる本人の属性を推知した場合
- 例 6) 法第 20 条第 2 項に違反して取得した要配慮個人情報を、顧客に対する広告配信サービスの提供に利用した場合

エ．弊職らの所感

上記ウの「個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合」の具体例に該当する場合はかなり広範におよび、「個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じたとは直ちにいえぬ場合」の具体例に該当しない限り、権利侵害要件を満たすことになる可能性が懸念される。今後、ガイドラインや Q&A、パブコメ回答により詳細な具体例が出されることを期待する。

(4) 裾切り

ア．本報告書における提言

本報告書においては、より抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定する観点から、課徴金納付命令の対象を、**大規模な違反行為に限定**することが考えられるのではないかと提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、課徴金の対象となる行為を「大規模な違反行為に限定」する趣旨について以下のように記載されている。

- 規模が小さいと考えられる事案についてもすべからず義務的に課徴金を課すこととすると、限られた行政リソースの下では、**より抑止の必要性が高い事案に対する監督権限の行使**に影響を及ぼすおそれがあるのではないかと。
- この点について、行政機関が保有する個人情報ファイルの本人の数が1,000人未満の場合、個人の権利利益の侵害の被害も少ないと見込まれることから、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていること（法第74条第2項第9号、第75条第2項第1号及び政令第20条第2項）を参考に、**違反行為に係る本人の数が1,000人以上の場合に課徴金納付命令の対象を限定**することが考えられるのではないかと。

ウ．他の法令における裾切りの基準

他の法令の課徴金制度は、以下のとおり、金額を基準として、裾切りの基準を定めており、個人情報保護法に導入する課徴金制度の裾切りの要件としては必ずしも参考とならない。

法令名	規模基準
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	100万円未満
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）	1万円未満
公認会計士法（昭和23年法律第103号）	1万円未満
不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）	150万円未満
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）	225万円未満

エ．弊職らの所感

裾切りの要件として、「1000人以上」とする基準（漏えい等・安全管理措置違反関連の課徴金制度については1000人超が検討されていることに注意）は一定のプラットフォームを利用している場合には直ぐに満たされる可能性がある。

同意なき違法な第三者提供については改正法成立時の適用時点や除外期間により、1000人未満となる可能性があるが、目的外利用については、その時点で利用していれば対象となるので、容易に1000人に達する可能性がある。

(5) 算定方法

ア．本報告書における提言

本報告書においては、**違法な第三者提供等に係る課徴金の金額**について、**違反行為の対価等の全額**を課徴金額とする方法が考えられるのではないかと提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、算定方法に関する趣旨について以下のように記載されている。

- 違反事業者は、**違反行為又は違反行為により取得した個人情報(すなわち違法行為がなければ取得し得なかった個人情報)から直接的に違法な収益を得ており、違反事業者が得る経済的利得そのものが違法な収益**であるといえる。そこで、違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額¹⁶を課徴金額とすることが考えられるのではないかと。さらに、**違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とすることも考えられるかどうか。**
- 他法令の課徴金制度において**違反行為の対価等の全額を課徴金額としている例**として、以下が存在する。
 - 不当な取引制限に係る課徴金においては、違反行為に参加する見返りとして得る金銭等(談合金等)の全額が、課徴金額の算定基礎に含められている(独占禁止法第7条の2第1項第4号)。支配型私的独占に係る課徴金においても、違反行為に係る商品又は役務を供給しないことに関して受ける金銭等の全額が、課徴金額の算定基礎に含められている(独占禁止法第7条の9第1項第3号)。
 - 公認会計士等の虚偽証明等に係る課徴金においては、監査報酬相当額(故意による場合はその1.5倍)が課徴金の金額とされている(公認会計士法第31条の2第1項)。
 - 発行者等による虚偽開示書類等の提出等に加担する行為に係る課徴金においては、当該加担行為に関して得た報酬等の総額が課徴金の金額とされている(金融商品取引法第172条の12第1項)。
- **実際に生じた金銭的利得を一定程度上回る金額を課徴金額としている例**として、上記公認会計士法における故意による虚偽証明に及んだ場合の**監査報酬相当額の1.5倍の課徴金が存在する。**
- また、独占禁止法第7条の2第3項、景品表示法第8条第4項等を参考に、**課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することも考えられる。**

ウ．弊職らの所感

漏えい等・安全管理措置義務違反関連による課徴金制度について提言されている算定方法に比べれば、得られた利益(売上)との因果関係がある程度明確なので、合理的な制度設計であると思われる。

4．漏えい等・安全管理措置義務違反関連

(1) 対象行為

ア．本報告書における提言

本報告書においては、**漏えい等・安全管理措置義務違反関連に係る課徴金の金額**について、より抑止の必要性が高い大規模事案を対象を限定する観点から、課徴金納付命令の対象を、安全管理措置義務違反に起因して**大規模な個人データの漏えい等が発生した場合に限定**することが考えられるのではないかと提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、算定方法に関する趣旨について以下のように記載されている。

- 規模が小さいと考えられる事案についてもすべからず課徴金を課すこととすると、限られた行政リソースの下では、より抑止の必要性が高い事案に対する監督権限の行使に影響を及ぼすおそれがあるのではないかと。
- この点について、漏えい等の報告義務(法第26条第1項)に係る規則第7条第4号を参

¹⁶ ここにいう「財産的利益」とは、違反行為等の対価として得た額全体のことであり、当該額(=売上額)には、他法令の課徴金制度において違反行為の対価等の全額を課徴金額としている例と同様、当該違反行為等のために支出した費用相当額も含まれ得ることとなる。

考に、個人データに係る本人の数が**1,000人を超える漏えい等**が発生した場合に課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではないかと提言されている。

- **なお、安全管理措置義務は、緊急命令（法第148条第3項）の対象となっている重要な規制である。**

ウ．弊職らの所感

漏えい等報告（法第26条）では、要配慮個人情報の漏えい等、財産的価値のある個人情報の漏えい等、不正の目的をもって行われた場合の漏えい等（不正アクセス等）による漏えい等については、本人の数が1人でも個人情報への報告対象（規則第7条第1号から第3号）（第4号のその他の漏えい等は本人の数が1000人超）なので、**課徴金制度では、漏えい等した個人情報の種類にかかわらず（すなわち、規則第7条各号のどの漏えい等に該当する場合であっても）、本人の数が1000人超の漏えい等があった場合に課徴金の対象とするという趣旨と理解される。**

もっとも、不正アクセスのような場合は、容易に本人の数が1000人超となる場合が多く、課徴金制度の対象となる場合は多くなると考えられる。

（2）主観的要素

ア．本報告書における提言

本報告書においては、過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が**安全管理措置義務違反を防止するための相当の注意を著しく怠っていない場合か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられるのではないかと提言されている。**

イ．趣旨

本報告書では、主観的要素に関する趣旨について以下のように記載されている。

- **安全管理措置義務違反は、個人情報取扱事業者であれば、その事業の態様や個人データの利用目的等にかかわらず、すべからく適用され、積極的な作為がなくとも違反する可能性のある義務であるため、違反事業者が安全管理措置義務を防止するための相当の注意を著しく怠っていない場合まで対象とすると、課徴金制度が過剰な規制となるおそれがあるのではないかと提言されている。**
- **違反事業者が安全管理措置義務違反を防止するための相当な注意を著しく怠っていない場合か否かについては、基準として必ずしも明確ではないのではないかと意見もあることに留意するとともに、例えば、事業の規模及び性質等も十分に考慮した上で判断することが考えられるのではないかと提言されている。**
- 他法令の課徴金制度において「相当の注意を著しく怠った場合」について規定している例として、公認会計士法（第31条の2第2項第2号）がある。

ウ．具体例

【相当の注意を怠っている場合】

本報告書では、相当の注意を著しく怠っている場合として、以下の場合が考えられるのではないかとされている。

- 例1) 外部からの指摘等により、個人データの漏えい等の具体的おそれを認識したにもかかわらず、何ら追加的措置を講じなかった場合
- 例2) 社内調査等により、その時点で講じている安全管理措置が不十分であることを認識したにもかかわらず、何ら追加的措置を講じなかった場合

【相当の注意を著しく怠っていると直ちにいけない場合】

- 例1) **業務のために使用している情報システムにつき、緊急度が低いとまではいけない脆弱性及びその対応方法が公表されたものの、一定程度の合理性のある事情により当該シ**

システムで使用しているソフトウェアの動作保証の確認のため時間を要したこと等により、直ちに当該システムのアップデート等の対応を行うことができずいたところ、不正アクセスを受け、個人データの漏えいが生じた場合

例 2) 個人データの取扱いを外部に委託している場合において、事業の規模及び性質等に照らし、必要かつ適切な安全管理措置として、委託先に対して一般に求められるより高い水準の監督を行わなければならなかったところ、一般的な監督を行うにとどまっております、当該委託先の不適切な措置により個人データの漏えいが生じた場合

エ．弊職らの所感

- 「外部からの指摘等」「個人データの漏えい等の具体的おそれを認識」が不明確であり、例えば、顧問弁護士の指摘を会社の一部の担当者しか認識しておらず、経営陣までの認識が及んでいない場合も含まれる懸念がある。
- 「社内調査等」も正式な調査ではなく、管理部門による定期的なモニタリングや内部監査部門の定期的な監査による指摘がある場合に、経営陣に報告をされたにもかかわらず対応がとられない場合は対象となりそうである。
- 委託先の従業員が悪意でやった行為についても過去の行政指導事例のように結果責任となる可能性がある。
- 不正アクセスのような場合は、容易に本人の数が 1000 人超となる場合が多く、課徴金制度の対象となる場合は多くなると考えられる。

(3) 権利利益の侵害等

ア．本報告書における提言

本報告書においては、過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することが考えられるのではないかと提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、権利利益の侵害等の要件に関する趣旨について以下のように記載されている。

- 個人の権利利益が侵害されるおそれがない場合を対象とすると、以下のようなおそれがあるのではないかと。
 - ✓ 是正すべき違反行為はあるものの個人の権利利益が侵害されるおそれがない場合まで対象となることにより、課徴金制度が過剰な規制となるおそれ
 - ✓ 課徴金納付命令の対象が広範になり、より抑止の必要性の高い個人の重大な権利利益を侵害する違反行為に係る事案等に対して、十分な行政リソースを用いた事件処理ができなくなるおそれ

ウ．具体例

【個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じたとはまでは直ちにいえ
ない場合】

本報告書では、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じたとはまでは直ちにいえない場合として、以下の場合が考えられるのではないかとされている。

- 例 1) 機微性の極めて低い個人データをグループ会社にもみ漏れし、当該グループ会社が、当該個人データを何ら利用することなく直ちに削除した場合
- 例 2) 漏れした個人データに、単体で本人が識別される記述や、不正に利用されることにより本人に財産的被害が生じるおそれのある記述等が含まれない場合
- 例 3) 今後利用する予定がなく、数日後に廃棄する予定だった個人データが滅失又は毀損した場合

個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、「漏えい」に該当しない。

【個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合】

本報告書では、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合として、以下の場合が考えられるのではないかとされている。

- 例1) 要配慮個人情報に含まれる個人データが漏えいした場合
- 例2) クレジットカード番号等、不正に利用されることにより本人に財産的被害が生じるおそれのある記述等が含まれる個人データが漏えいした場合
- 例3) 氏名、連絡先情報が含まれる個人データが不特定の第三者に漏えいした場合
- 例4) 不正の目的をもって行われた行為により、本人が識別される記述が含まれる個人データが漏えい等した場合
- 例5) 人事評価や信用力の評価に利用することが予定されている個人データが滅失又は毀損した場合

エ．弊職らの所感

- 「個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じたとまでは直ちにいえぬ場合」の例1は、漏えいした情報の性質、漏えい先の属性、漏えい先の対応の全てを考慮しなければならないようにも読めるが、そうであるならば過剰であると思われる。
- 同じく「～直ちにいえぬ場合」の例3についても、「滅失又は毀損」の事案であるならば、「今後利用する予定がな」いことに加え、「数日後に廃棄する予定」との要素を例示した趣旨には不明確な点があると思われる。
- センシティブ性が高い個人データが1000人分超漏えいした場合には、権利侵害性が認められ易い。
- センシティブ性があまり高くなく有用性が低い個人データを直ちに削除・回収するような場合は、権利侵害性が認められ難いことになると考えられる。

(4) 算定方法

ア．本報告書における提言

本報告書においては、漏えい等・安全管理措置義務違反に係る課徴金の課徴金額について、「違反事業者の違反行為をした期間における事業活動により生じた売上高」×「算定率」という算定式により課徴金額を算定する方法が考えられるのではないかと提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、算定方法の趣旨について以下のように記載されている。

- 事業者は、個人データの取扱いを伴う事業活動から利益を得ている場合、当該個人データについて必要かつ適切な安全管理措置を講じなかったことにより、本来負担すべきコストの支出を免れるという利益を得ている。また、当該コストの削減により商品又は役務の低価格化を実現し、価格優位に立つことで取引数量を増加させることを通じて利益を増加させている場合もあると考えられる。
- 当該利益を課徴金額に厳密に反映させる観点からは、必要かつ適切な安全管理措置を講じていれば負担していたであろうコストと、実際に講じた安全管理措置のために支出したコストとの差額や、上記取引数量の増加分に伴う利益の増加額に着目するという考え方もあり得る。他方、このような算定方法は、行政処分の迅速性、機動性を損ないかねない。
- ここで、安全管理措置義務に違反した事業者の当該違反行為の期間における事業活動により生じた売上額の全部又は一部は、上記コストの低下・取引数量の増加に伴う利益の増加額により構成されていると考えられる。そこで、安全管理措置義務の履行を怠る動機を失わせるのに十分であり、かつ積極的な損失を与えない水準の課徴金額を賦課する観点から、当該売上額に一定の「算定率」を乗じることによって課徴金の額を算定することも考えら

れるのではないか。

- また、上記の水準の額を課徴金額とする観点も踏まえ、違反事業者の事業活動全体の売上額を基礎として課徴金額を算定する点については、その妥当性を慎重に検討すべきとの意見もあることに留意する必要があるのではないか。
- 同様の観点から、上記算定式における「違反行為をした期間」については、安全管理措置義務違反があったと認められる日を始点とする場合、当該期間が極めて長期間となる（そのため課徴金額が相当程度高額となる）可能性があるとの意見にも留意し、課徴金額の算定に当たっては、算定率の水準も踏まえつつ当該期間を一定の期間に限定することも含め、丁寧に検討する必要があるのではないか。

ウ．他法令の課徴金制度における算定例

【一定の売上額に算定率を乗ずる方法により課徴金額を算定している例】

- 独占禁止法では、違反行為に係る商品又は役務の売上額又は購入額に一定の算定率（1%～10%）を乗じた額が、課徴金額の算定基礎とされている（同法第7条の2第1項第1号～第3号等）。
- 景品表示法では、違反行為に係る商品又は役務の売上額に3%を乗ずる方法により課徴金額が算定される（同法第8条第1項柱書）。
- 薬機法では、違反行為に係る医薬品等の売上額に4.5%を乗ずる方法により課徴金額が算定される（同法第75条の5の2第1項）。

【「本来支出すべきコスト」を課徴金額の算定対象としていると評価できる例】

- 金融商品取引法では、インサイダー取引について、「重要事実公表後2週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除する方法等により課徴金額が算出される（同法第175条第1項第2号）。
- また、有価証券報告書等の不提出について、直前事業年度の監査報酬相当額（該当するものがない場合は400万円）が課徴金額として法定されている（半期報告書の場合はその2分の1）（同法第172条の3）。
- さらに、有価証券報告書等の虚偽記載等については、発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額が課徴金額として法定されている（半期又は臨時報告書等の場合はその2分の1）（同法第172条の4）（有価証券報告書等の継続開示書類に虚偽記載を行うと、財務状況の見掛け上の改善を通じて資金調達コストが低下することに着目したもの。）。

なお、本報告書は、独占禁止法第7条の2第3項、景品表示法第8条第4項等を参考に、課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することも考えられるとしている。

エ．弊職らの所感

- 過去の行政指導事例において、委託元として相当の安全管理措置（法第23条）や委託先管理（法第25条）を講じていても、委託先の従業員が故意で名簿業者に個人情報売却した事例が課徴金の対象となるとすれば、売上を基礎とした場合、相当巨額な課徴金となる可能性もある。

5．その他の課徴金制度の設計上の論点

（1）自主的報告に係る減算規定

ア．本報告書における提言

本報告書においては、違反事業者が、課徴金納付命令の対象となる違反行為等について自主的に報告した場合に、課徴金額を減額する規定を導入することが考えられるのではないかと提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、自主的報告に係る減算規定の趣旨について以下のように記載されている。

- 第三者提供規制違反等や安全管理措置義務違反は、本人の認識し得ないところで行われ得るものであり発覚しにくいいため、継続して行われることも多く、個人の権利利益を害する状態又は個人データの漏えい等が発生する可能性が高い状態が長期間継続するおそれがある。そのため、**違反行為を早期に発見して対処することが重要**ではないか。
- そこで、事業者が自らの違反行為を発見した場合に自ら対処するインセンティブを与える観点から、自主的報告をした違反行為者に対する減算規定を設けることにより、**違反行為の早期発見及びコンプライアンス体制の構築のインセンティブ**を与えることとすることが考えられるがどうか。
- **課徴金制度において自主的報告に係る減算規定を設けている他法令の例**として、景品表示法（同法第9条）及び薬機法（同法第75条の5の4）等がある。

ウ．弊職らの所感

- 法第26条の漏えい等報告制度（速報・確報）とは別の減算のための報告制度が設けられることになるだろう。これにより、限定的ながら、目的外利用や違法な第三者提供（こちらについては改正法により漏えい等報告と同様な制度も設けられる方向性）についても任意の報告の対象となる。
- 漏えい等報告をしても、減算のための報告をしなければ、減算は認められない制度になると考えられる。

（2）繰り返し違反に係る加算規定

ア．本報告書における提言

本報告書においては、課徴金納付命令の対象となる**違反行為を繰り返す事業者に対して、課徴金額を加算する規定**を導入することが考えられるのではないかと提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、繰り返し違反に係る加算規定の趣旨について以下のように記載されている。

- 違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を納付してもなお違反行為を行うインセンティブが生じるほどの利得を得ていると考えられることから、**課徴金制度による違反行為の抑止力を確保**するため、繰り返し違反に対して課徴金額を加算することが考えられるのではないか。
- そこで、課徴金対象行為に係る事件についての報告徴収又は立入検査（法第146条第1項）が行われた日等から遡って**10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある者**に対しては、**通常の場合の課徴金の1.5倍の課徴金**を賦課することとすることが考えられるがどうか。
- **繰り返し違反の場合に通常の場合の課徴金の1.5倍の課徴金を賦課する他法令の例**として、景品表示法における課徴金加算制度（同法第8条第5項、第6項）、独占禁止法における割増算定率（同法第7条の3第1項）等がある。

ウ．弊職らの所感

- 繰り返し違反における加算規定を設けること自体には合理性が認められると考えられ、特段異論はない。

（3）除斥期間

ア．本報告書における提言

本報告書においては、課徴金納付命令のリスクが半永久的に継続することを回避する等の観点から、**除斥期間を設定**することが考えられるのではないかと提言されている。

イ．趣旨

本報告書では、除斥期間の趣旨について以下のように記載されている。

- 違反行為が既に終了しているにもかかわらず、その後課徴金を課されるリスクが半永久的に継続する事態が生じる可能性を回避し、法的安定性を確保する観点から、除斥期間（違反行為の終了から行政庁が措置を採れるまでの期間）を設定することが考えられるのではないか。

法令名	除斥期間
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）	7 年
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	5 年又は 7 年
公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）	7 年
不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）	5 年
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）	5 年
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和 6 年法律第 58 号）（ ） （ ）公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日に施行予定。（ただし、一部の規定を除く。）	3 年

ウ．弊職らの所感

- 改正法の施行時前の違反行為（改正後まで継続しているものを除く）は対象とならないか確認する必要がある。
- 目的外利用や安全管理措置違反は継続して発生するものであるため、除斥期間による限定は受けるものの、課徴金が巨額になる可能性もある。

（４）課徴金納付命令と勧告等の関係について

本報告書においては、提言ではないものの、課徴金納付命令と勧告等の関係について以下のような運用が考えられるとされている。

- 課徴金納付命令の対象を、緊急命令の対象となっている重要な規制に係る違反行為のうち、個人の権利利益を侵害し、又はその具体的なおそれのある違反行為に限定した場合、課徴金納付命令の対象となる事案は、基本的に、勧告等の対象となる事案に限定されることとなると考えられる。
- 他方、違反行為を直ちに中止させる必要があること等から、先行して勧告等を発出することが適切な場合もあり得るのではないかと（事例 1）。また、違反行為が既に終了している場合等には、課徴金納付命令を発出する必要はあるものの、勧告等を発出する必要はない場合もあり得るのではないかと（事例 3）。

【想定される運用の例】

- 事例 1) 個人の権利利益の侵害を防止するため、先行して違反事業者に対して勧告等を発出し、違反行為を中止させた後、当該勧告等の対象となった違法行為について、課徴金納付命令を発出する場合
- 事例 2) 違反事業者に対して勧告等を発出し、当該勧告等の対象となる違反行為について、同時に、課徴金納付命令も発出する場合
- 事例 3) 違反行為が既に終了しているため、勧告等の発出は行わないものの、個人の権利利益を侵害すること等の所定の要件を充足するため、課徴金納付命令を発出する場合

6. 課徴金納付命令の対象となる違反行為の範囲のまとめ

本報告書は、課徴金納付命令の対象となり得る違反行為について、対象行為を重要な規律への違反に限定し、当該違反等の対価を得るか漏えい等が発生した場合に限り、かつ、主観的要素（相当の注意）による限定をし、さらに、個人の権利利益が侵害される等した、大規模な事案である場合に限定している、としている。

【要件】 対象行為を重要な規律への違反行為に限定 1 2	【要件】 主観的要素 (相当の注意) により限定	【要件】 個人の権利利益が 侵害された場合等 に限定	【要件④】 大規模な事案に限定
1 第三者提供規制等違反 (法第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 27 条第 1 項) 違反等の対価を得た場合			課徴金納付命令 の対象となり得 る違反行為
2 安全管理措置義務違反 漏えい等が発生した場合			
上記以外の規律への違反			

勸告の対象となり得る違反行為

出所：「現行制度と検討の方向性について（課徴金制度）」（令和 6 年 12 月 18 日・個人情報保護委員会）

第 4 . 弊職らの所感のまとめ

- 課徴金制度が導入されることは確実である。他方、団体による差止請求制度及び被害回復制度は見送られる可能性が高い。
- 「違法な第三者提供等関連」「漏えい等・安全管理措置義務違反関連」のいずれも、対象行為・主観的要素・権利侵害・算定方法により、要件を絞っているが、安全管理措置違反については結果責任になる可能性がある。
- 現時点から、データガバナンス（責任者の選任や個情委公表のデータマッピングツールの使用）¹⁷の充実やセキュリティ対策の高度化（教育・研修を含む）をすることが望ましい。
- 同意なき第三者提供に関しても、現時点から会社内で該当するものがないか洗い出しをした方がよいと考えられる（現時点では、個人情報保護委員会への報告・本人通知の対象ではないが、改正法により対象となる可能性大）。

¹⁷ 個人情報保護委員会のウェブサイトの「データガバナンス(民間の自主的取組)」を参照 (https://www.ppc.go.jp/personalinfo/independent_effort/)。

(別紙1) 諸外国における個人情報保護法制における主な課徴金制度

国・地域	法令等	主な対象行為
EU	GDPR	第5条(個人データの取扱いと関連する基本原則)、第6条(取扱いの適法性)、第7条(同意の要件)、第8条(情報サービスとの関係において子どもの同意に適用される要件)、第9条(特別な種類の個人データの取扱い)、第32条(取扱いの安全性)を含む多くのGDPR上の条項違反が制裁金の対象となっている(第83条第4項、第5項)。
英国	UK GDPR	基本的に同上
米国(連邦)	FTC法	FTC法第5条(「不公正・欺瞞的行為又は慣行」(15 U.S.C. § 57a(a)(1)(B)))に基づく法執行(民事制裁金の請求を含む)を通して消費者の個人情報やプライバシーの保護を図っている。
米国(カリフォルニア州)	カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)	個人情報の販売・共有規制(Cal. Civil Code § 1798.120)等のCCPA違反行為が民事制裁金(civil penalty)対象とされている(Cal. Civil Code 第1798.155(a))。
カナダ	現在のところなし(検討中の消費者プライバシー保護法(CPPA)に規定あり)	CPPA案においては、第15条第1項(情報の取得・利用・開示について原則として本人の有効な同意を得る義務を規定)等の各CPPA上の規律に違反したとコミッショナーが認めるとき
中国	個人情報保護法(PIPL)	PIPLの規定に違反して個人情報を取り扱う場合又は個人情報を取り扱う際にPIPLに規定する個人情報保護に係る義務を履行しない場合であり、かつ、当局による是正命令を拒否した場合又は上記違反行為の情状が重い場合に制裁金の対象となる(第66条)。
韓国	個人情報保護法(PIPA)	個人情報の取得・利用・提供について本人同意その他の要件の充足を求める第15条第1講(個人情報の収集と利用)及び第17条第1項(個人情報の提供)や第22条の2第1項(子どもの個人情報の保護)、第23条第1項第1号(センシティブ情報の処理制限)、第28条の8第1項(個人情報の越境移転)などの多くのPIPA上の条項違反に加え、個人情報の漏えい等があった場合が制裁金の対象となっている(第64条の2)。

出所:「現行制度と検討の方向性について(課徴金制度)」(令和6年12月18日・個人情報保護委員会)

(別紙2) 個人情報取扱事業者等に対する現行の監督規定と対象条文

条文 1	勧告・命令	緊急命令	課徴金(案) 2
第18条(利用目的による制限)	○	○	○
第19条(不適正な利用の禁止)	○	○	○
第20条(適正な取得)	○	○	○
第21条(取得に際しての利用目的の通知等)	○		
第23条(安全管理措置)	○	○	○ 3
第24条(従業員の監督)	○	○	
第25条(委託先の監督)	○	○	
第26条(漏えい等の報告等)	○	○	
第27条(第三者提供の制限)(第4項を除く)	○	○(第1項のみ)	○(第1項のみ)
第28条(外国にある第三者への提供の制限)	○	○(第1項、第3項のみ)	
第29条(第三者提供に係る記録の作成等)	○		
第30条(第三者提供を受ける際の確認等)(第2項を除く)	○		
第31条(個人関連情報の第三者提供の制限等)	○	○(第1項、第2項のみ)	
第32条(保有個人データに関する事項の公表等)	○		
第33条(開示)(第1項を除く)	○		
第34条(訂正等)(第2項、第3項のみ)	○		
第35条(利用停止等)(第1項、第3項及び第5項を除く)	○		
第38条(手数料)(第2項のみ)	○		
第41条(仮名加工情報の作成等)(第4項及び第5項を除く)	○	○(第1項~第3項、第6項~第8項のみ)	
第43条(匿名加工情報の作成等)(第6項を除く)	○	○(第1項、第2項、第5項のみ)	

:違反が認められる場合、本人による利用停止等請求又は第三者提供停止請求の対象となるもの

- 1 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務に係る規定に限る。
- 2 違反行為に係る本人の数が一定規模以上の場合に限る。
- 3 一定規模以上の漏えいが現に発生し、かつ、著しい違反がある場合等に限る。